

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

埼玉県比企郡小川町

### 2 構造改革特別区域の名称

有機の里小川ワイン特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

埼玉県比企郡小川町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置

小川町（以下「本町」という。）は、埼玉県の中央部よりやや西に位置し、東西約 11km、南北約 10km、面積は 60.36 km<sup>2</sup>となる。都心から約 60 km圏という立地にあり、周囲を緑豊かな外秩父の山々に囲まれ、市街地の中央に槻川が流れ、八つ手状の里山地形を特徴とした美しい自然に囲まれるとともに、先人から受け継がれてきた歴史を誇る小川和紙や小川絹をはじめ、建具、酒造などの歴史文化や伝統産業が醸成されている。そしてそれらを支える農林業も多様性のある特徴的な展開をしており、美しい農村、里山の景観を保持している。

#### (2) 気候

関東平野の中央部に位置するため、典型的な太平洋岸式気候であり、冬は乾燥した北風あるいは北西風が吹きやすい。当地域の気候概況は、埼玉県の中では穏やかであり、年間平均気温は 13.7℃～14.0℃で最高気温は 8 月で 31.5℃になる。降水量は全般的に少ないが、年間 1290.8 mm～1368.0 mmで、8～9 月に多く、12～2 月に少ない状況である。

#### (3) 人口

本町の総人口は、平成 7 (1995) 年の 37,822 人をピークに減少傾向に転じ、平成 28 (2016) 年 4 月現在は 31,386 人となっている。近年の合計特殊出生率（平成 20 (2008) ～24 (2012) 年の平均）も 0.91 と低い状態が続いている。

#### (4) 産業

本町の産業別就業人口は、第1次産業が2.7%、第2次産業が30.7%、第3次産業が66.6%（平成22年国勢調査より）となっており、第2次及び第3次産業が大勢を占める状態となっている。

第2次産業の和紙産業は、楮（こうぞ）を原料とした伝統的な手漉き和紙である細川紙の製作技術が、平成26年にユネスコの無形文化遺産に登録されたが、手漉き和紙事業者3軒、機械漉き事業者2軒と深刻な状況であり、後継者不足はさらに危機的である。

第一次産業の農業については、全耕地面積が660ha、内訳として田252ha、畑408haとなっており、地理的に中山間地への入り口にあり、広い区画の耕地が確保できず、1ha以下の経営体が70%、5haを越える経営体は1.3%と小規模な農家が圧倒的に多い状況にある。生産及び販売面では、少量多品種栽培を主体にし、JAやスーパーでの直売形式が多いという特徴を持つ。経営規模の拡大や少量品種の産地化は困難な状況にあるが、1970年代から有機農業が営まれ、農業の環境保全に係る意識が醸成され、近年では有機農業での新規就農者が増えており、有機農家の割合が8.4%、面積割合で7.0%と全国平均の有機農家数0.5%、面積0.4%を大きく上回っており、地域ブランドとして有機農業が育成されている状況にある。

しかし、第一次産業全体では60歳以上の人口割合が7割近くを占めており、今後の急速な減少が予想され、農林業の持つ国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる多面にわたる機能が失われることが懸念される。

## (5) 地域づくり

本町では、地域の資源や農村、里山の環境を守る地域住民の活動と有機農業の取組みが組み合わされた、環境保全と農業活動の先進的な取り組みが平成22年度農林水産祭（むらづくり部門）で天皇杯を受賞し、町民一人一人が主体的かつ自発的にまちづくりに参加することで、郷土への愛着を深めながら、若者から高齢者までがともに手を携え、持続可能な地域社会の形成の実現を目指している。有機農業が広がりを見せ始めており、露地野菜だけでなく、果樹やワイン用のブドウ栽培も有機農業での取り組みが始まっている。

## (6) 課題

少子高齢化が急速に進む本町においては、人口の減少がもたらす社会構造全般における脆弱化が懸念されている。特に農村地域においては、地域の担い手不足が進行しており、耕作放棄地の増加や地域コミュニティーの希薄化等地域社会の退潮が深刻化している。農地や里山の荒廃は、農業の多面的機能を著しく低下させ、本町のみならず他地域への影響も懸念さ

れる。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本町の農村地域は、八つ手状の里山地形を特徴とし、少量多品目生産による直売を主としている。高齢化が進行し、担い手不足が耕作面積の減少、荒廃農地の増加等をもたらし、地域を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。そのような中で、地産地消、6次産業化やブランドの構築を進め、農産物の高付加価値化を図り、稼げる農業への転換を成し遂げることで長期的な就農者数の増加につなげ、農村地域への人口流入と地域の活性化を図ることができる。特区を利用した果実酒やリキュールの製造に取り組むことは、地産地消、6次産業化やブランド化の全てを包括し、今後の農業の活性化と、地域コミュニティの維持、地域経済の活性化の取組にもつながるものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本町では、ブドウ、ブルーベリー、イチゴ、ユズ、ウメ、キウイ、アンズ、モモ、スモモ等の果実を特産として振興しており、果実酒やリキュールに加工することで、地域内における原料生産、加工、消費（地産地消）を成り立たせることを目標とする。ブドウは、小川町の有機農家である福島有三氏が、「小公子」という山ブドウ系の品種で有機農業による栽培に成功。生産を拡大し、現在では遊休農地を解消し、2haでブドウを栽培している。ブルーベリーについても有機農家が栽培を始め、観光や加工を視野に規模の拡大に努めている。さらに特筆すべきこととして、有機農家の先駆者である金子美登氏が、ほぼ不可能に近いといわれた有機農業によるイチゴの栽培に成功。今後の技術の普及に期待がかかっている状況にある。これらの果実をワインやリキュールに加工することで、すでに本町内で生産されている、日本酒、ビール、和紙との複合的な地域ブランドを構築することができる。

本町における日本酒の状況は、秩父山系を源とする良質の水と造り酒屋に適した気候のため、古くから関東灘の異名を持った名醸地で、現在でも、晴雲酒造、松岡醸造、武蔵鶴酒造の3軒の造り酒屋があり、2軒では小川町の有機栽培米を使用した日本酒を醸造しており、酒蔵まつり等のイベントを開催し、地域おこしに取り組んでいる。また、ビールは、雑穀工房マイクロブルワリーが小川町産の穀物、野菜、果実、雑草、木の実などを副原料としてビールの醸造及び販売を行い、各種イベントに出店するなどし、他市町村からの来客も多く集めている状況にある。そして、小川和紙は1,300年の歴史を持ち、平成26年には、小川和紙のうちの細川紙の製造技術がユネスコの無形文化遺産に登録された、守るべき日本の宝の技術である。

これら他の地域特産との有機的な結びつきを構築し、多角的なプロモーション展開を実施することで、交流人口を増加させ、消費活動の拡大等を通して地域の活性化につなげる。

また、有機農業による果樹の栽培をさらに促進させることで、耕作放棄地の解消や、新規就農者の増加による農村地域の活性化も図り、その効果を地域全体に広く深く浸透させることを目標とする。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ワイン製造事業者	1戸	1戸	1戸
新規就農者	2人	2人	3人
担い手	58人	60人	62人
耕作放棄地	120ha	120ha	119ha

リキュール製造は平成30年度～開始

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 地域ブランドの構築

新たに果実酒やリキュールの生産を本町内で行うことで、すでに生産されている、日本酒、ビール、和紙との複合的な地域ブランド戦略を構築することができる。さらに、有機農業での果樹栽培を推進することで、本町の有機農業ブランドの深化及び展開政策にも有利に働く。

### (2) 交流人口の拡大

地域由来の果実酒やリキュールブランドを新規に構築することで、本町を訪れる観光客に新たな来訪動機を創出することができる。

さらに、既存の日本酒、ビール、和紙との複合的なブランド展開を実施することでプロモーション効果を飛躍的に拡大させることができ、観光需要へ訴求して交流人口の増加を図り、農業のみならず、商工業の活性化につながり、地域全体にその効果を波及させることができる。

### (3) 地産地消の拡大

現在、本町で生産されたブドウのワイン加工は、武蔵ワイナリー(株)が他県の醸造所に委託している状況にあるが、特区を活用して本町にワイン醸造所を建設することで、ワイン及びリキュールの製造が可能となり、地域内で循環した生産体制が構築できると

ともに、生食用として活用されていない他の果実の利用にも活路が開ける。さらに、前述の(1)、(2)を組み合わせることで飲食と土産需要を喚起し、観光関連消費の活性化に結び付け、地域内循環システムを完成させるとともに、新たな雇用の場も創出することができる。なお、ワイン醸造所及びリキュール製造については武蔵ワイナリー(株)が事業計画している。

#### (4) 耕作放棄地の解消

地域の担い手不足から耕作放棄地が拡大傾向にあるが、特区活用により6次産業化(果実酒及びリキュールの製造)やブランドの構築、地産地消を進めることで、稼げる農業を確立し、農村、農業を活性化させることができる。また、稼げる農業の構築は、新規就農者を増やし、地域の担い手を育成し、耕作放棄地の抑制、解消をもたらす。

#### (5) 地域社会の活性化

少子高齢化と人口減少が急速に進む本町では、地域社会の衰退とその波及的な影響が危惧されている。特区を活用することで果実酒やリキュールを生産することができ、果実の生産量の拡大が期待される。果実の生産が安定的な農業収入を担保し、新規就農者の増加を招き、生産施設の稼働と農園の拡大に起因した雇用創出と人口増の効果を生じさせ、農村地域を活性化させる。

さらに、複合的なブランドミックスによる強固な地域ブランドの構築とプロモーション展開、交流人口の増加促進は、農商工が連携した活動を創出し、地域全体を活性化させることができる。

### 8 特定事業の名称

709(710)特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709(710)特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域において生産される地域の特産物として指定された農産物（ブドウ、ブルーベリー、イチゴ、ユズ、ウメ、キウイ、アンズ、モモ、スモモ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

埼玉県比企郡小川町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（ブドウ、ブルーベリー、イチゴ、ユズ、ウメ、キウイ、アンズ、モモ、スモモ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本町が地域の特産物として指定した農産物（ブドウ、ブルーベリー、イチゴ、ユズ、ウメ、キウイ、アンズ、モモ、スモモ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これによって、小規模なワインやリキュールの製造施設を建設することができ、本町の地域の特産物として指定された農産物の有効活用及び生産の拡大を通して地域の活性化につながる。

なお、当該特定事業により、酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、酒税法に違反しないよう、指導及び支援を行う。